

# ハイエクの法論とカントの定言命法

川村哲章(国士舘大学)

この報告は、新たな角度からハイエク理論のより深い理解に貢献しようとするものである。

ハイエクには、カントの道德哲学、法哲学について次のような論評がある。

「……私がグレガーの書物を読むまで見ていなかったことは、カントが彼の法哲学においては消極的テストとしての定言命法の使用に一貫して固執しており、道德哲学において行っているように、道德的ルール of 積極的内容が導出される演繹過程の前提としてそれを用いようとはしていないということである。私には、なんの証明も提示できないが、カントは、おそらく、一般に仮定されるように、道德における定言命法の原理を発見し、それからそれを法に適用したのではなく、彼は、むしろ、法にルールについてのヒュームの処理の中に基本概念を見出し、それからそれを道德に適用したように思われる。しかし、法的ルールの消極的で目的独立的な性格を強調した法のルールの理念を展開させた輝かしい処理は、私には、彼の永遠の業績の一つであるように思えるが、他方、法において既存のルールに適用さるべき正義のテストであるものを、道德的ルールの体系が演繹的に導出される前提へと向けようとする彼の試みは、失敗せざるを得なかった」<sup>1</sup>

本報告の目的は、まずは、この論評の意味するところを明らかにすることである。この論評は、表面的に見るならば、ハイエクについて言われるヒューム主義かカント主義かの議論において、カントの影響をヒュームのそれより小さく見ることに貢献しているかもしれない。しかしながら筆者は、この部分においてカントの影響も少なからずあると思うので、詳しく見ていきたい。

## ハイエクの法論、

まずハイエクの法論の特徴を見ておこう。

ハイエクは自生的秩序をルールの合成体とみて、その形成に貢献してきた「ルール」についてみようとしているので、それに役立つ外面的に現れた「行為」を導く「ルール」が対象になることは言うまでもない。このことは、後にカントについてみる際、外面的に現れない「動機」や「意志」の問題にかかわってくるので強調しておく。ハイエクは、「正

---

<sup>1</sup> Hayek, *Law, Legislation and Liberty, Volume 2: The Mirage of Social Justice*, 1976, p.166-167 (篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ』春秋社、1983年、228～229頁)

義は人間的行動のひとつの属性である」<sup>2</sup>と述べ、人間の制御に従う範囲で、だれかが物事を違って整えることができたしまたそうすべきであったと言い得るとき、正義に適うとか、もとると言うことができると言う。この「当為」<sup>3</sup>は、次に、その中では一定種類の行動が禁止されたり要請される一組の事情を定めるルールの承認を前提としている。さらに、「人間によって作りだされた状況だけが正義に適うあるいは正義にもとるとよびうる」<sup>4</sup>、「Aが多くもちBが少量しかもたないことがある人の行為の意図したあるいは予見された結果でないとすれば、これを正義に適うとかもとるということはできない。」<sup>5</sup>

もう一つハイエクの「ルール」を考えるうえで重要になるのは、ハイエク思想全体が知識論として特徴づけられるように、ここでも正義に適う行動ルールが、無知への対応として描かれるということである。ルールというものは未知の無数の将来の事例に適用されるのでなければならない<sup>6</sup>とのべ、それに対応して特定種類の行為を課することはできないから特定種類の行為をむしろ禁止するという形をとる。ここで、正義に適う行動ルールの消極的な性質をもつことが強調される。この禁止という形により、正義に適う行動ルールが、各個人が選択するままに自由に行為できる確認可能な領域を保護し、その境界を定めるのである。

正義に適う行動ルールが規定されるにつれ、ルールは、正義のテストにかけられ、偉大な社会を形成するルールとして確立されていく。ハイエクは、ここでもう一段無知への対応としての正義にふれ、全知全能の人々からなる社会では正義概念の余地がないこと、したがって無知への適応として正義があること、そしてそのテストもまた消極的な性質をもつものになることを強調する。<sup>7</sup>

そして、この正義のテスト、普遍化テストに言及する際、カントを高く評価する。「彼の法哲学に関する限り、カントは、定言命法が正義の十分条件ではなく、必要条件だけを用意することに、あるいは正義にもとるものを徐々に排除していくことができる消極的テストとわれわれがよんだもの、つまり普遍化可能性のテストだけを用意することに、十分に気づいていた。」<sup>8</sup>。

冒頭に挙げた文章と上記の文章を念頭にハイエクがカントのどの部分を評価しているのか見ていきたい。

---

<sup>2</sup> Ibid., p31 (前掲書 48 頁)

<sup>3</sup> Ibid., p33 (前掲書 50 頁)

<sup>4</sup> Ibid., p33 (前掲書 51 頁)

<sup>5</sup> Ibid., p33 (前掲書 50 頁)

<sup>6</sup> Ibid., p35 (前掲書 53 頁)

<sup>7</sup> Ibid., p39 (前掲書 58 頁)

<sup>8</sup> Ibid., p43~44 (前掲書 63~64 頁)

## カントの義務論

以下、カントの研究者中島義道の『カントの法論』<sup>9</sup>を参考にこの問題を考えてみたい。ハイエクとは異なった文脈、倫理学の中で語られることは念頭に置かねばならない。

まずカントについて持たれがちな誤解を解かねばならない。『人倫の形而上学の基礎づけ』でカントは言う。

善い意志は、それが引き起こし成し遂げたものによって善いのもなければ、あらかじめ設定したなんらかの目的を達成するのに役立つから善いのもない。善い意志は、ただ意欲するだけで善い。すなわち、それ自体で善いのである。<sup>10</sup>

また、

行為の本質的＝善は心情に宿るのであって、成果がどうであろうと問題ではない。<sup>11</sup>ここからカントの倫理学を「心情倫理」とし、心情を外的行為から独立の内的状態と解するならば誤りである。<sup>12</sup>カント倫理学の出発点である善意志についてもこれは妥当し、おぼれそうな子どもを前に「救いたい」といかに強く内心で叫んでも、私が何ら実行行為に出ないかぎり、この内心の叫びは(いかに純粋なものであろうとも)意志ではなく願望にすぎない。カントが「善意志はそれ自体として善である」という場合の「それ自体」はとは、行為から独立にという意味ではなく、結果から独立にという意味に解されねばならない。おぼれる子どもを助けようとして飛び込み子ども自分も溺死するという結果に終わっていてもこの行為は道徳的価値をもつと言い得ることは明らかである。

ここからカントの倫理学は人間行為をそのつど具体的に規定する「義務」を中心としたものになる。カントは、ここでもはや「義務に反する」行為は、問題としない。「義務にかなった行為」という枠組みを前提とする。

そしてカントは、外形的に「義務にかなった」行為について、さらに「義務にかなった」行為と「義務からの」行為の相違を論じる。

ある行為を義務とし、そしてこの義務を同時に動機とする立法は、倫理的である。しかし、義務の動機を法則に含まず、したがって、義務そのものの理念とはまた別の動機を許可するような立法は、法理的である。<sup>13</sup>

---

<sup>9</sup> 中島義道『カントの法論』、筑摩書房、2006年

<sup>10</sup> *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, A394(アカデミー版の394頁)(平田俊博訳『人倫の形而上学の基礎づけ』カント全集7、岩波書店、14頁)

<sup>11</sup> *Ibid.*, A416(前掲書、46頁)

<sup>12</sup> 中島義道『カントの法論』、筑摩書房、2006年、145頁

<sup>13</sup> *Metaphysik der Sitten*, A219(アカデミー版の219頁)(樽井正義/池尾恭一訳『人倫の形而上学』カント全集11、岩波書店、33頁)

契約の履行義務について言えば、契約を履行すべきという「義務からの」行為することと(人倫性)、他の動機、例えば信頼を得るために「義務にかなった」行為をすること(適法性)の違いである。

### カントの定言命法と法の普遍的法則

上述の義務論に関連して、カントの倫理学の具体的定式であり、ハイエクも言及していた定言命法について論じる。まず、『実践理性批判』において、実践理性の根本法則とよばれる最も基本的な命法をあげる

君の意志の格率が、つね同時に普遍的立法の原理として通用することができるように行為しなさい。<sup>14</sup>

この命法について、中島によれば、次の二点が注意されなければならない。カントの倫理学が義務論を中心としたものであることから、

- (1) 定言命法は行為に関する命法であって、意志や動機に対する命法ではないこと。
- (2) 定言命法は格律と法則との関係を問題としているのであって、直接には動機と行為との関係を問題としていないこと。<sup>15</sup>

中島は、「この定言命法が「義務からの」行為すなわち道徳的行為を命じており、単に「義務にかなった」行為すなわち適法的行為を命じているのではないことは、いったいどこかこの命法のどの部分から読み取れるのだろうか」<sup>16</sup>と疑問を呈する。「義務から」という動機のみを支えられてあらためて適法的行為に道徳的行為を命ずるということでは、道徳性を確定的に言うには、不十分であろう。冒頭に挙げた文章で、ハイエクが「道徳的ルール」の体系が演繹的に導出される前提へと向けようとする彼の試みは、失敗せざるを得なかった」ということの意味はここにあるのではなからうか。

ハイエクが法における正義のテストとして、高く評価しているのは、『人倫の形而上学』における「法の普遍的法則」であろう。それは、次のようなものである。

あなたの選択意志の自由な行使が、誰の自由とも普遍的な法則と両立できるように外的に行為しなさい。<sup>17</sup>

定言命法における「つね同時に普遍的立法の原理として通用することができるように」

---

<sup>14</sup> *Kritik der praktischen Vernunft*, A30(アカデミー版の 30 頁).(坂部恵/伊古田理訳 『実践理性批判』 165 頁)

<sup>15</sup> 中島義道『カントの法論』、筑摩書房、2006 年、169 頁

<sup>16</sup> 前掲書、170 頁

<sup>17</sup> *Metaphysik der Sitten*, A35(アカデミー版の 35 頁)(樽井正義/池尾恭一訳『人倫の形而上学』カント全集 11、岩波書店、49 頁)

S.37(中島訳)

という部分が「誰の自由とも普遍的な法則と両立できるように」に対応する。また、行為について「外的に」と強調され、「誰の自由」という言葉ともに形成されている。

中島は言う。「カントは「法論」において単に法固有の原理を確立したにとどまらず、適法性の普遍的成立を命ずる定言命法を動機の道徳性でなく「私の自由とあらゆる人の自由との両立」、すなわち「自由の共同性」という新しい思想のもとに構成しなしているのである」。<sup>18</sup>

### ハイエクのルールとカントの法論

両者のルール、法についての考え方を見てきた。共通することとして、まずは、(外的)「行為」への注目があげられる。ハイエクは彼の言明の中ではめずらしく「当為」(~すべき)という言葉を使い、カントは「義務」として言及していた。この点は、強調してこなかったが、超越論的性質をもつものとして言及してもよいだろう。

正義の行動ルールについて、進化論的にとらえ、無知への適応として消極的な性質、またその正義のテストも消極的なものになるというハイエクに対して、道徳性と関連させようとするカントの議論は技巧的に見えた。『人倫の形而上学の基礎づけ』『実践理性批判』『人倫の形而上学』、これらの関係は複雑である。

しかしながら、カントの「法普遍的法則」、「きみの意志の自由な行使が、普遍的法則に従って何人の自由とも両立するように外的に行為せよ」という言明は、正義のテストの消極的性質とともに、ハイエクの法論に特徴的な「整合性」<sup>19</sup>へも関係するだろう。

さらに興味深いのは、前述した中島が説明するカントの新しい思想、「自由の共同性」についてである。カントはこの概念の下に「それぞれの権利者間の自由」を想定し、私の権利がすべての人の権利と両立(調和)することを思い描くが、これは「何を当てにすることができるのか、どんな物的対象や用益が自分の意図のために利用できるのか、何が自分に開かれている行為の領域であるのかを各人に教える」<sup>20</sup>という、ハイエクの言う正義に合う行動ルールの主要な機能に他ならない。

---

<sup>18</sup>中島義道『カントの法論』、筑摩書房、2006年、173頁

<sup>19</sup> Hayek, *Law, Legislation and Liberty, Volume 2: The Mirage of Social Justice*, 1976, p.43 (篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ』春秋社、1983年、65頁)

<sup>20</sup> Ibid., 37(前掲書 56頁)